

I 総論

第1章 公認会計士・監査審査会

1. 公認会計士・監査審査会とは

近年、会計と監査の複雑化・多様化・国際化が進むなか、世界的に監査の信頼性を疑わせる事件が発生し、国際的に監査の公正性と信頼性が強く求められている。我が国においても資本市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する等の観点から、公認会計士監査制度の充実・強化を目的とし、平成15年5月に公認会計士法が改正され、従前の「公認会計士審査会」が改組・拡充され、「公認会計士・監査審査会」が平成16年4月に設置された（公認会計士法改正に基づく「公認会計士・監査審査会」発足の経緯は資料編を参照）。

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、会長1名、常勤委員1名及び非常勤委員8名で構成される合議制の機関として金融庁に置かれている。会長及び委員は、両議院の同意を得て内閣総理大臣により任命され、独立してその職権を行使する。

【図1 公認会計士・監査審査会の設立・業務】

2. 業務の概要

審査会は、改組前の公認会計士審査会が担っていた

- (1) 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議
- (2) 公認会計士試験の実施

に加え、

- (3) 日本公認会計士協会（以下「協会」という。）による監査又は証明業務（以下「監査業務」という。）の状況調査に対する審査及び検査を行っている。

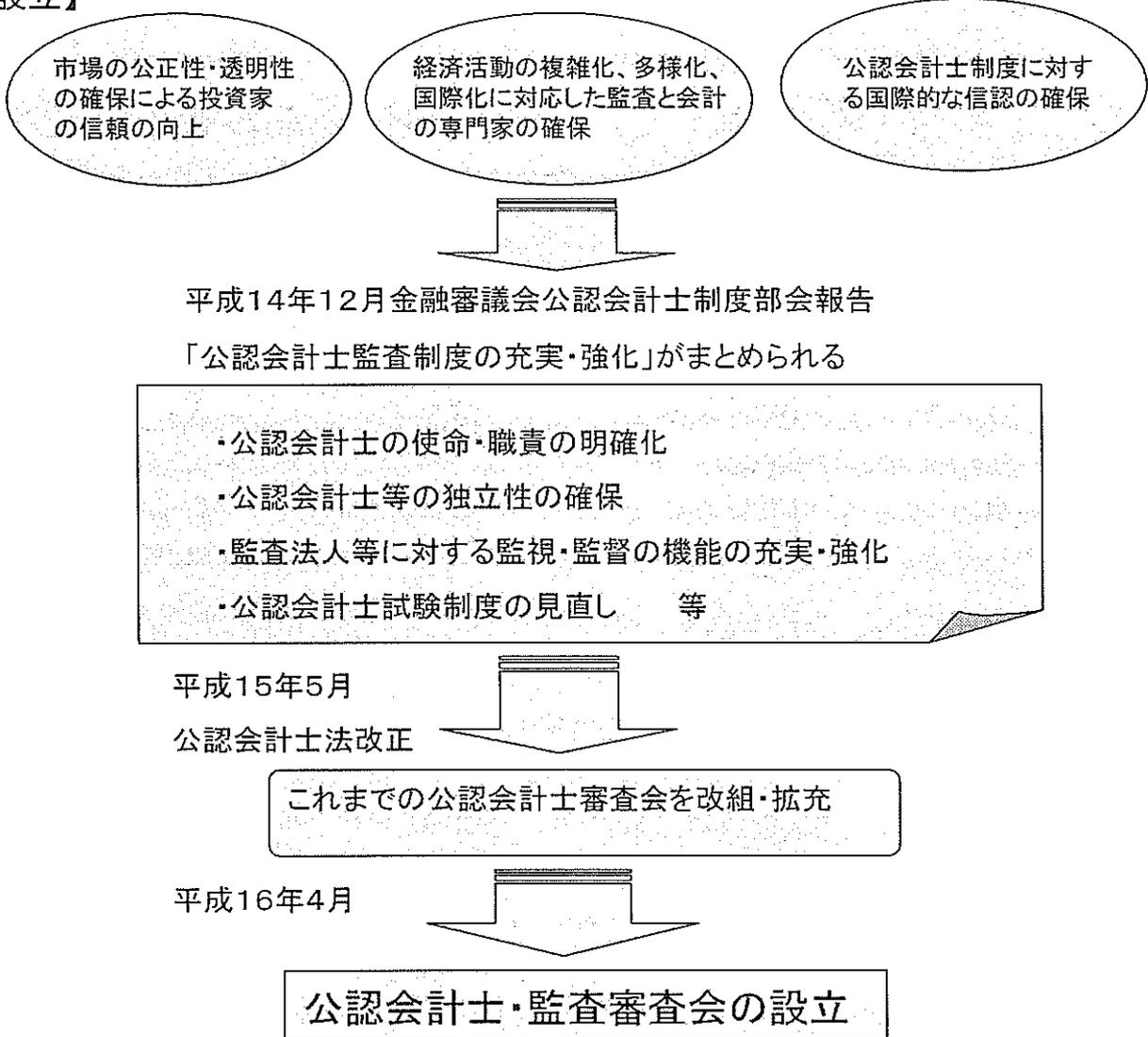
審査会は、与えられた職責を誠実に全うし、我が国における監査の質の確保と実効性の向上を図り、我が国資本市場の公正性・透明性の確保による投資者の信頼性の向上及び債権者の保護に努めている。

- (1) 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

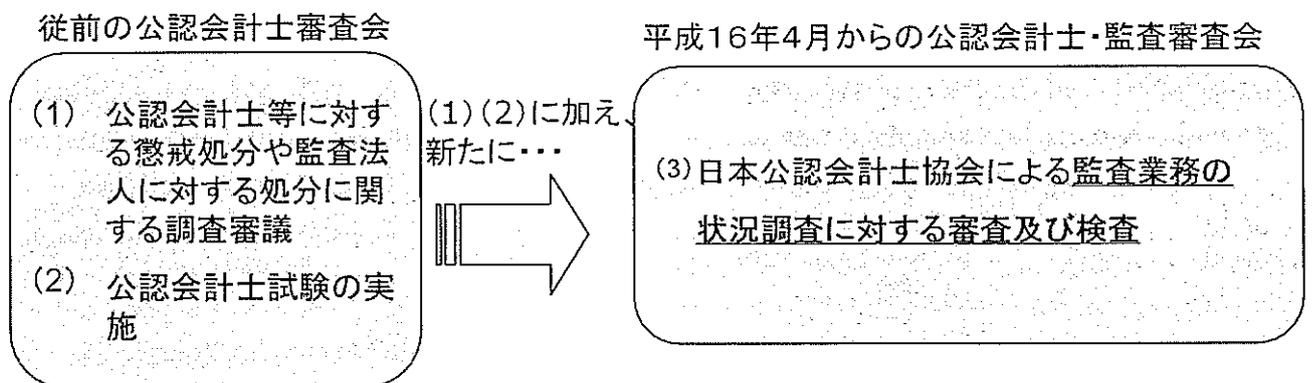
公認会計士又は監査法人が、監査業務に関して虚偽又は不当な証明を行った場合や公認会計士法令に違反した場合等において、金融庁長官は

図1 公認会計士・監査審査会の設立・業務

【設立】



【業務】



懲戒処分等を行うことができる。

処分に関する決定を含む主な手続は、金融庁において行われるが、公認会計士法上、金融庁長官が懲戒処分を決定するに際しては、審査会の意見を聴かなければならないとされている。審査会は、金融庁長官から懲戒処分等に関して意見を求められた場合、調査審議を行い、金融庁長官に対して意見を表明する。

【図2 調査審議の概要】

(2) 公認会計士試験の実施

審査会は従前の公認会計士審査会と同様、公認会計士法に基づき、公認会計士試験の施行に関して必要な事項を定めて試験を実施している。

改正公認会計士法に基づいて、新しい公認会計士試験制度が、平成18年1月1日から施行されることになっており、審査会は、新しい制度下の公認会計士試験の試験日程、合格基準等の策定のほか、必要な事項を定めた試験の実施に係る実施要領等の作成等の準備を進めている。

【図3 公認会計士試験の実施の概要】

(3) 監査業務の状況調査に対する審査及び検査

審査会は、公認会計士法に基づき協会から監査業務の状況調査の報告を受け審査を行い、必要に応じて検査を行う。

審査会は、協会が行っている監査の品質管理の状況調査（以下「品質管理レビュー」という。品質管理レビューの概要については、第2章参照。）の結果報告を受け、法令諸基準等の遵守状況などについて審査を行う。審査に当たって必要があれば、協会や監査事務所に対して報告又は資料の提出を求める。

また、審査の結果、必要があると認める場合には、協会、監査事務所、さらには監査事務所の業務に関係のある場所（被監査会社等）に対して検査を行う。

審査又は検査結果に基づき、必要がある場合には、公認会計士又は監査法人の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告を行う。

【図4 審査及び検査の概要】

図2 調査審議の概要

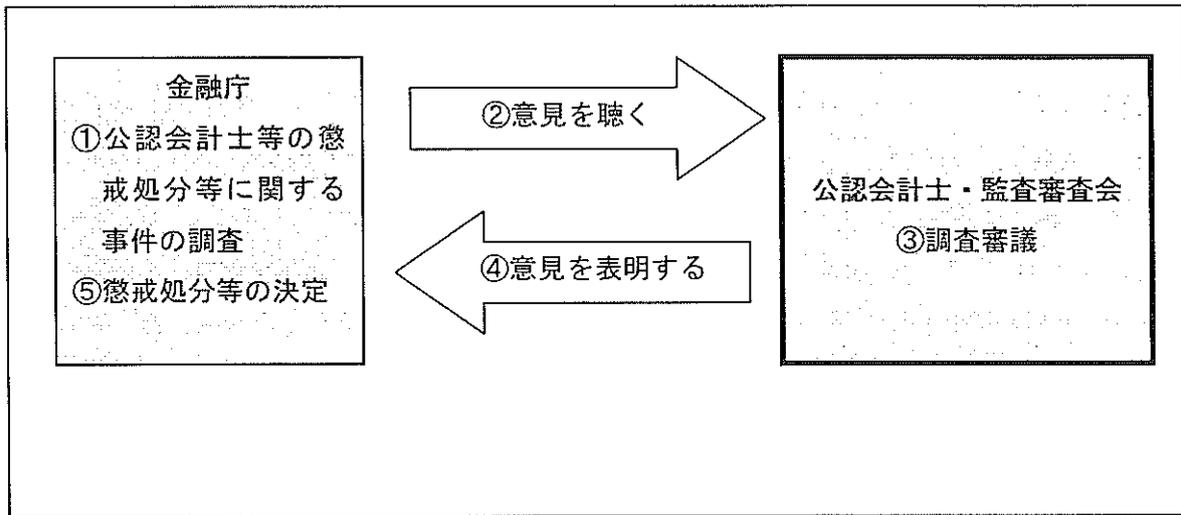


図3 公認会計士試験の実施の概要

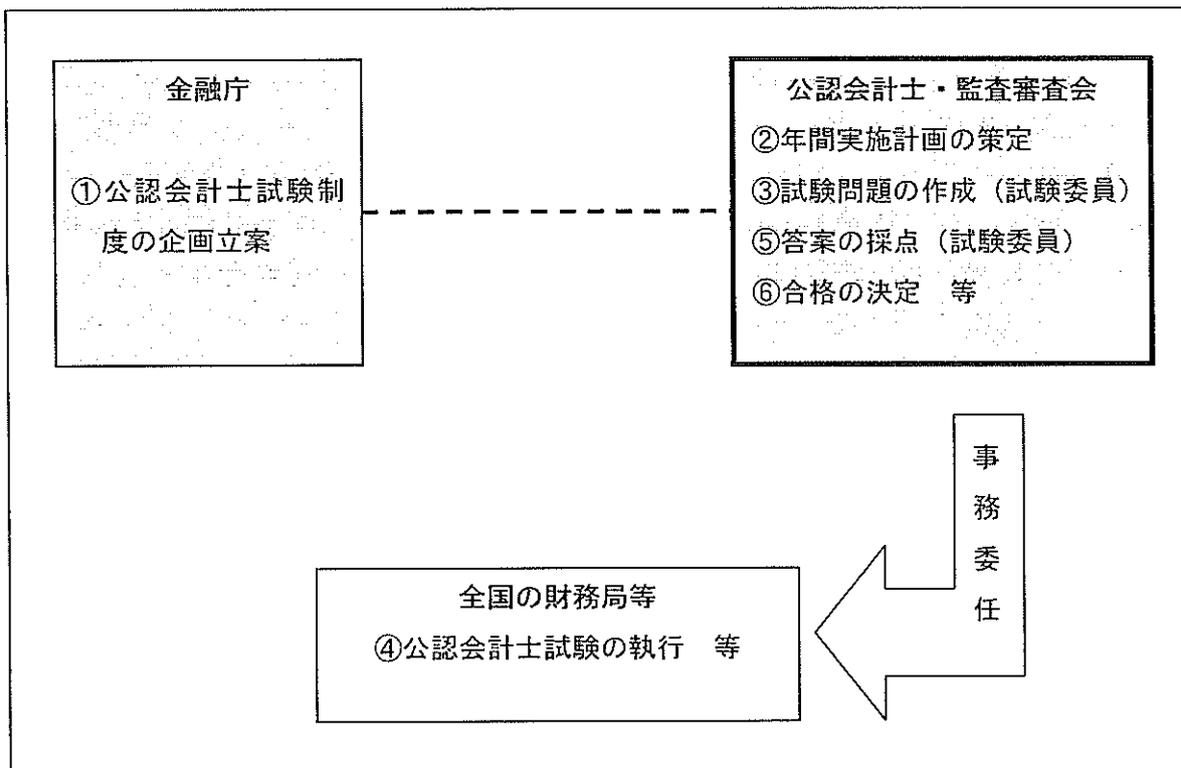
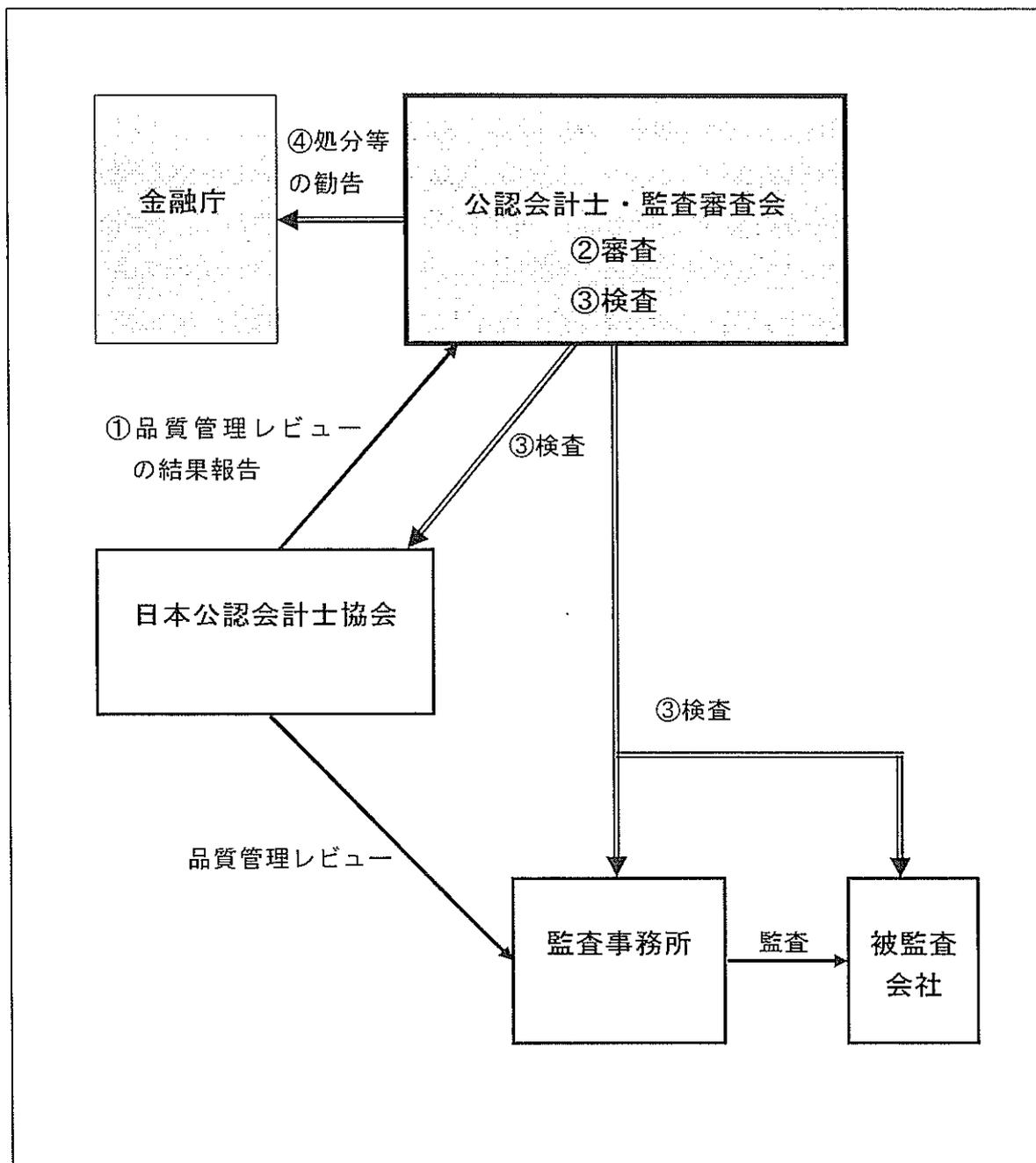


図4 審査及び検査の概要



3. 組織

審査会は、会長及び9名の委員によって組織される合議制の行政機関である。会長及び委員は公認会計士に関する事項について理解と識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命することとなっている。会長は常勤とされており、委員のうち1名は常勤とすることができる。

会長及び委員は独立してその職権を行うこととされ、審査会により心身の故障のため職務の遂行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他会長若しくは委員たるに適しない非行が認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されないこととされ、職権の行使及び身分について高い独立性を持った組織となっている。

審査会には、その事務を処理するために事務局が置かれており、公認会計士に対する懲戒処分等の調査審議及び公認会計士試験に係る事務を担当する総務試験室と、協会による監査業務の状況調査の審査及び検査を行う審査検査室からなっている。事務局は平成17年6月末現在で、事務局長1名、総務試験室11名及び審査検査室29名の41名となっている。

【図5 公認会計士・監査審査会組織図】

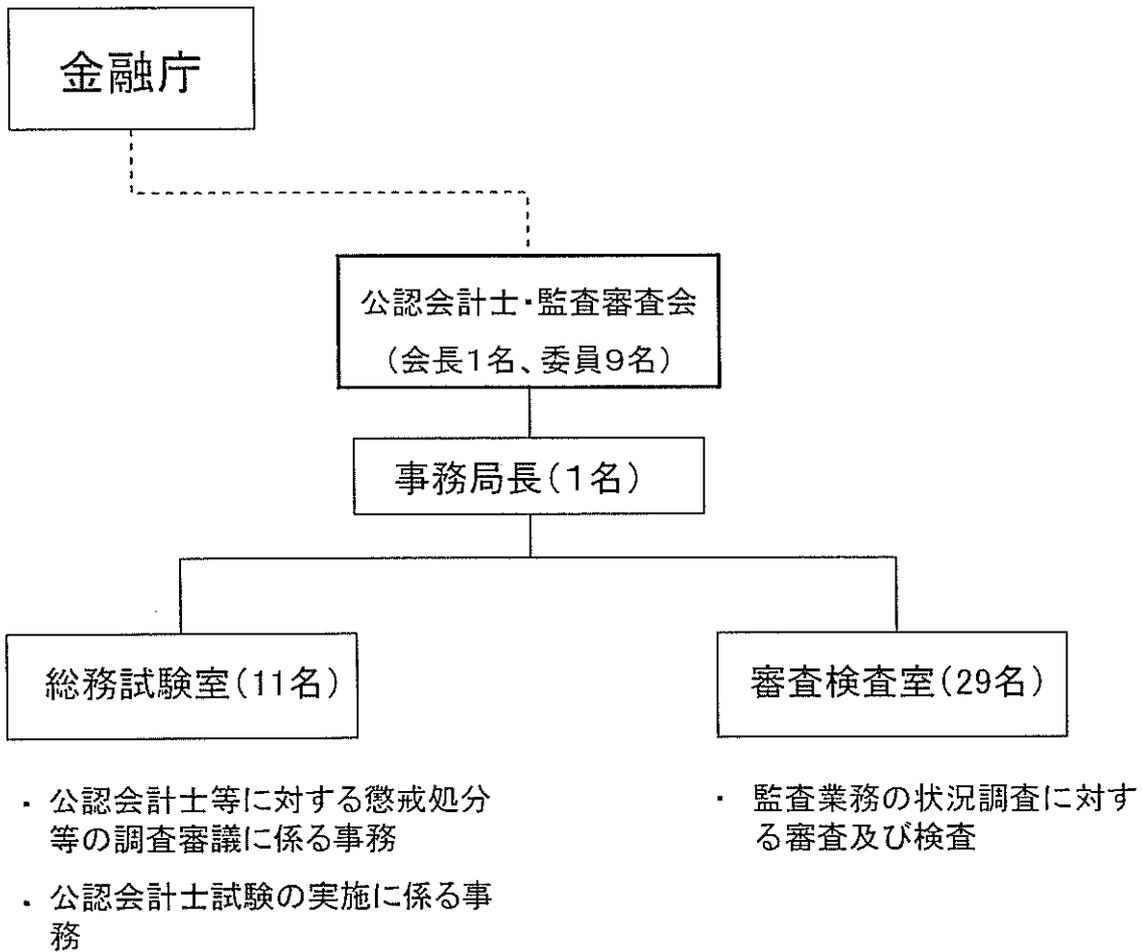
4. 活動実績の概要

審査会は、平成16年4月から平成16事務年度末（平成17年6月末）までに計32回開催された。

主な活動実績の概要としては、第8回審査会（平成16年6月29日開催）において、「監査の信頼性確保のために—審査基本方針等—」を策定、公表し、当該方針に基づき、協会による監査業務の状況調査の審査及び検査を実施した。このほか、改正公認会計士法の施行前に、協会の自主規制として行われた、平成11年度から平成15年度までの品質管理レビューについて実態の把握に努めた。その実態把握の結果は、第21回審査会（平成17年2月8日開催）において、「品質管理レビューの一層の機能向上に向けて—日本公認会計士協会による品質管理レビューの実態把握及び提言—」として取りまとめ、平成17年2月9日に公表したところである。

また、公認会計士等に対する懲戒処分等については、2件の事案について第18回審査会（平成16年12月14日開催）及び第20回審査会（平成17年1月20日開催）において調査審議を行い、金融庁長官に対し意見を表明した。

図5 公認会計士・監査審査会組織図 [平成17年6月末現在]



公認会計士試験については、平成 16 年及び平成 17 年公認会計士試験を実施するとともに、平成 18 年以降行われる新公認会計士試験の実施に向けた準備を進めており、第 2 回審査会（平成 16 年 4 月 20 日開催）から第 32 回審査会（平成 17 年 6 月 28 日開催）に至るまで試験の実施に関する事項が審議され、試験委員の推薦、各試験合格者の決定などが行われている。

第 21 回審査会（平成 17 年 2 月 8 日開催）においては、新公認会計士試験実施検討小委員会の検討事項の報告を受け、平成 17 年 2 月 10 日に、「新公認会計士試験の実施について」の公表を行っている（審議の実績については資料編を参照）。

トピック

シンボルマークの制定

平成 16 年 7 月 13 日の審査会でシンボルマークが制定されました。

【目的】

広く国民の理解を得ることの一助になると考えて考案されました。
ホームページ、名刺、用箋、封筒等に使用されています。



Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

《色》

<カラー印刷の場合>

文字（CPA AOB）の部分：右端を濃いブルーとしたグラデーション
楕円の部分：スカイブルー

<白黒印刷の場合>

文字（CPA AOB）の部分：黒
楕円の部分：グレー

【マークの趣旨】

- ①中央の青い丸が資本市場を表し、CPA AOB（公認会計士・監査審査会）が新しい風を吹き込むというイメージです。
- ②CPA AOBが新しい風を吹き込むことによって、資本市場の透明性が段々と高まっていくというイメージを、青い丸の右側を透明にすることで表現しています。